

# 生 活 保 護 の し お り

## 1 生活保護とは

わたし いっしょう おも びょうき じこ じぶん かぞく ちから  
私たちの一生には、思いがけない病気や事故などによって、自分または家族だけの力  
ではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。

せいかつほご じぶん せい どりよく せいかつ けんこう  
生活保護は、自分たちが精いっぱい努力をしてもなお生活していけないときに健康  
ぶんかてき さいていげんと せいかつ ほしょう いちにち はや じぶん せいかつ えんじょ  
で文化的な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分たちで生活できるように援助する  
せいで  
制度です。

つき ほうりつ  
次の法律がもとになっています。

【日本国憲法第25条】 国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条】 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活  
に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護  
を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長す  
ることを目的とする。

生活保護は、次のような活用できる能力や資産などを活用しても生活に困る場合、その足りない部分を補うものです。

### (1) 資産の活用について

あなたの世帯の資産（土地、家屋、預貯金、株券、貴金属、自動車、生命保険、共済保険など）は、原則として、売却等の処分をして生活費にあててください。ただし、個別の事情（居住用の不動産など）によっては、保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。

### (2) 能力の活用について

働く能力のある方は、その能力に応じて、働く（働いていない場合は、働くための最善の努力をする）ことが必要です。

### (3) 他法・他施策の活用について

年金、健康保険、雇用保険、労災、恩給、各種手当など、生活保護法以外の他の法律や制度で受けられるものがあれば、それが優先されます。

※生活保護を受けるための要件ではありませんが、扶養義務者（親・子・兄弟・姉妹など）からの援助を受けられるよう努めてください。

## 2 生活保護の内容

生活保護は、その内容により次のように分けられており、必要に応じて金銭給付または現物給付の方法により行われます。

- (1) 生活扶助 着るもの、食べるもの、電気、水道料などの日常生活に必要な費用です。
- (2) 住宅扶助 家賃、地代、住宅の補修に必要な費用です。
- (3) 教育扶助 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用です。
- (4) 介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用です。
- (5) 医療扶助 病気やけがのときの診察、薬剤などの費用です。
- (6) 出産扶助 出産に必要な費用です。

(7) 生 業 扶 助 仕事を始めるために必要な費用や、技術を身につけるために必要な費用（高校就学費用を含む）です。

(8) 葬 祭 扶 助 葬祭に要する費用です。

また、このほかに、臨時的な生活の必要に応じて支給する一時扶助（被服費や転居費用など）があります。詳しくは、地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

### 3 生活保護の決め方

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族など）を単位として、その世帯の最低生活費と世帯全部の収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

$$\text{生活保護費} = \text{最低生活費} - \text{収入}$$

・ **最低生活費** その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費です。

・ **収入** 働いて得た収入、年金、手当など他の法律により支給される金銭、仕送り、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の全ての収入をいいます。

保護が受けられる場合

収入	生活保護費
最低生活費	

収入が最低生活費に満たない

国が定めた基準

保護が受けられない場合

収入
----

収入が最低生活費を上回る

### 4 生活保護が決定されるまで

(1) 申請

生活保護を受けるには、原則として本人か扶養義務者または同居している親族の申請が必要です。（申請主義）

申請するには、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。

## (2) 調査

申請されると福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が、あなたのお宅にうかがって生活に困っている状況を調査したり、扶養義務者の状況、収入、資産、勤め先など保護が必要かどうかの調査を実施します。

## (3) 決定

調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また必要であった場合どの程度のものであるかを申請のあった日から14日以内（調査に時間がかかるなど特別な理由のある場合は30日以内）に決定し、文書で通知します。

福祉事務所長の決定に不服がある場合は、まず福祉事務所の説明を求めてください。それでも納得のできない時は、決定を知った日の翌日から3か月以内に石川県知事に対して審査請求をすることができます。

石川県庁での担当課は、

健康福祉部 厚生政策課 保護グループ

【住所】 金沢市鞍月1丁目1番地  
【電話】 076 - 225 - 1414

## 5 生活保護を受けている方の権利について

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- (2) 保護による金品については税金を課せられることはありません。
- (3) 保護による金品、または保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

## 6 生活保護を受けている方の義務について

### (1) 指導、指示に従う義務(法第62条)

あなたの生活状況に応じて、適切な保護を実施するために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わないときには保護が受けられなくなることがあります。

### (2) 生活上の義務(法第60条)

働くことができる人は、能力に応じて必ず働かなければなりません。また、生活費は無駄づかいをせず、計画的に使わなければなりません。(パチンコなどによる浪費は慎んでください。パチンコなどギャンブルで得た収入も届出義務があります。)

### (3) 譲渡禁止(法第59条)

保護を受けている人は、受ける権利を譲り渡すことはできません。

### (4) 自動車の保有と他人名義の自動車の使用禁止

原則として、自動車の保有および使用は認められていません。

### (5) 届出の義務(法第61条)

あなたの届け出をもとにして保護の内容を決めますので、次のように収入、支出、その他生活状況に変動があったときには、すぐに福祉事務所に届ける必要があります。

福祉事務所では、毎年、課税調査などにより、保護を受けている方の収入状況について調査を行い、収入に関して適切に届け出を行っているかを確認しています。

- ① 給料や賞与など(高校生のアルバイト収入も含む)働いて得た収入があったとき  
※ 毎月、給与明細書などを添えて届け出てください。
- ② 年金、手当、仕送り、養育費等収入のある人は、もらう金額が変更になったとき
- ③ 病気やケガで、病院などへ受診したいとき
- ④ 入院したり、退院したり、入院先が変わったとき
- ⑤ 家族の人に変わったことがあったとき(出生、死亡、結婚、妊娠、転入、入学、退学、家出など)
- ⑥ 住居を変えたいとき、家賃や地代が変わったとき
- ⑦ 仕事を始めるとき、辞めるとき
- ⑧ 臨時的な収入があったとき(保険金、見舞金、感謝料、借入金、国民健康保険料や介護保険料の還付金、宝くじやパチンコなど)

- ⑧ 交通事故などの災害にあったとき
- ⑨ その他、生活状況が変わったとき . . . . . など

## 7 減免や猶予されるもの

生活保護を受けている方は、申請や届け出によって次のようなものが減免等されます。  
 地区担当員にご相談ください。

- 国民年金保険料
- NHK放送受信料
- 住民税
  
- 保育料

## 8 病気やケガをしたとき

病気やケガで医者にかかるときは、病院等に行く前に必ず福祉事務所に届け出てください。「診療依頼書」をお渡ししますので、病院等に提出して治療を受けてください。

緊急の場合（急病、夜間、休日など）は、受診後すみやかに地区担当員に連絡してください。

医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用してください。

指定されていない病院等での治療を受けたときは、医療費の実費を払わなければならないことがありますので、事前に地区担当員に確認してください。

同じ病気で2か所以上の病院等で治療を受けることは、原則として認められません。

社会保険（会社などで出している保険証）のある方は、保護を受けていても保険証が使えるので、事前に地区担当員に連絡してください。

通院する時の交通費については支給されることがありますので、事前に地区担当員に相談してください。

## 9 生活保護費を返していただくことがあります

### (1) 保護費の返還（法第63条）

- ① 生活上の変化や収入の増加により、月の初めに支給した保護費が結果として多くなったときには、多くなった分は返していただきます。
- ② 急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合には、支給した保護金品を、資力の範囲内で返還していただくことがあります。

- 例）
- ・ 各種年金、手当などをさかのぼって受け取ったとき
  - ・ 生命保険、共済保険などの保険金等の支払を受けたとき
  - ・ 交通事故などで損害賠償等を受けたとき
  - ・ 不動産（土地・家屋）が売れたとき

### (2) 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条・法第85条）

届け出を故意に怠ったり、事実と異なる申請や不正な手段により保護費を受け取ったときには、すでに支給された保護費の全部または一部を徴収します。また、法律により処罰されることがあります。

## 10 地区担当員と地区民生委員

### (1) 地区担当員（ケースワーカー）

生活保護が開始になると、福祉事務所の地区担当員が定期的に家庭訪問し、生活保護を適正に実施するために収入や生活状況をお聞きします。

また、生活上の悩みや困り事の相談に応じます。相談を受けたことを他に漏らすようなことはありません。

### (2) 民生委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて社会福祉全般にわたって、みなさんの相談相手となる人です。福祉事務所と協力関係にありますので、安心して相談してください。相談を受けたことを他に漏らすようなことはありません。

- 生活保護費の支給日は、毎月5日です。  
(支給日が土、日曜である場合は金曜日、  
祝日の場合はその前日)

- あなたの地区担当員（ケースワーカー）は、

\_\_\_\_\_ です。

地区の民生委員は、

\_\_\_\_\_ です。

## 連絡先

【住所】

921-8510

野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所

健康福祉部 福祉総務課

【電話】

ちいきふくしかかり

地域福祉係 076-227-6061